

瀬戸市議会基本条例 用語解説

【* 1】二元代表制

地方公共団体の執行機関である市長と議決機関である議員は、市民の直接選挙により選ばれます。

ともに市民を代表する市長と議会が、相互の抑制と調和によってその地方公共団体の運営の基本的な方針を決定していく制度のことをいいます。

議会は、市長が提出した条例・予算案などを審議し議決する権限を持っており、執行機関の事務を監視する役割をもっています。健全な緊張関係を保ちながらも、ともに車の両輪として円滑な行政運営を図ることを目的としています。

【* 2】政策立案

政策立案とは、市政における課題の解決を図るため、政策を自ら構想し、その実現のために必要な条例案などを議会に提案したり、議案の修正や決議等により、議会自らが提案する政策案を市の政策等に反映させるために、市長等に働きかけることをいいます。

【* 3】合議機関

対等な立場に立つ複数の構成員が集まり、それぞれの考えや専門知識に基づいた議論を通じて意見の調整を図った上で、その団体の意思を決定する機関のことです。

【* 4】議会機能

議会が果たすべき役割又は働きのことをいいます。

【* 5】政策提言

政策提言とは、市政における課題の解決を図るため、必要と思われる政策について、本会議の質問の場や委員会の審議の場などで、市長等に対して提案することをいいます。

【* 6】自由討議

討議とは、ある事について互いに意見を交わし論じ合うことです。従って、議会の会議において採決する前に議題となっている案件に対し、賛成か反対かの自己の意見を表明する討論とは異なります。

【* 7】参考人

議会が本会議又は委員会において地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときに出頭を求め、これに応じて本会議又は委員会に出頭して意見を述べる者のことをいいます。

【* 8】公聴会

公の機関が一定の事項について判断し、又は決定する場合に広く利害関係者の意見を聴き、その参考にするために設けられた制度のことをいいます。

地方議会では、予算その他重要な議案、請願等の審査に当たって必要がある場合に開くことができる本会議、委員会の特殊な審議・審査形態です。

【* 9】請願

請願は、国民を始め広く人々が国又は地方公共団体等の公共団体に対し、それらが所管する事項に関し、一定の措置をとるよう、或いはとらないよう希望し申し出ることをいいます。

【* 10】陳情

陳情は、国又は地方公共団体等公の機関に対し、一定の事項に関して利害関係のある者がその実情を訴えて相当の措置を要望する事実上の行為のことをいいます。

【* 11】一般質問

議員がその属する地方公共団体の行政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、或いは報告、説明を求め、又は疑問を質すことをいいます。

質問は、議案とは関係なく当該団体の行政全般について認められるもので、

付議された事件に関し疑義を質す質疑とは本質的に異なります。

【*12】 政務活動費

政務活動費とは、普通地方公共団体が条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し交付することができる金銭的給付のことをいいます。政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならないとされています。

【*13】 善政競争

地方自治体は国の議院内閣制とは異なる「二元代表制」という市長と議員がともに同じ市民に選ばれる機関競争(対立)主義のしくみをとっています。地方分権の目指す、住民自治を根幹とする議会の役割は、従来の監視機能に加え、政策立案機能も求められています。このように議会の役割が増すなかで、独任制の市長と合議制の議会が切磋琢磨して、よりよい市の政策・政治のために互いに競争しながら市の運営を担おうとする意味の造語のことです。

会派

第6条の逐条解説にあり

一問一答方式

第9条の逐条解説にあり

反問

第9条の逐条解説にあり

議決事件

第12条の逐条解説にあり